

情報通信審議会 情報通信政策部会

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 第36回 議事録

1 日時：平成20年4月25日（金）16：40～18：00

2 場所：東海大学校友会館 望星の間

3 出席者（敬称略）

（1）委員（専門委員含む）

村井 純（主査）、浅野 睦八、池田 朋之、石橋 庸敏、岩浪 剛太、植井 理行、大山 永昭、華頂 尚隆、河村真紀子、岸上 順一、佐藤 信彦、椎名 和夫、菅原 瑞夫、関 祥行、高橋 伸子、田胡 修一、田村 和人、土井美和子、中島不二雄、長田 三紀、生野 秀年、堀 義貴、福田 俊男（以上23名）

（2）オブザーバー

岡村 宇之（日本映像事業協同組合）、川瀬 真（文化庁）、吉川 治宏（三井物産株式会社）、近藤 耕司（全国地域映像団体協議会）、寺島 高幸（テレコムスタッフ株式会社）、中村 秀治（株式会社三菱総合研究所）、堀川 健二（株式会社アート5）、村本 道廣（全国地域映像団体協議会）、元橋 圭哉（日本放送協会）、安江 憲介（サイエント ジャパン株式会社）山崎 博司（日本音楽事業者協会）

（3）事務局

小笠原情報通信政策局コンテンツ振興課長

（4）総務省

小笠原情報通信政策局長、中田政策統括官、松井官房審議官、吉田地上放送課長、藤島地域放送課長

【村井主査】 ただいまから情報通信審議会「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」第36回会合を開催いたします。委員の皆様、お忙しいところをお集まりくださりまして、まことにありがとうございました。

なお、本日ご欠席の委員並びにご出席いただいているオブザーバーの方々は、席上に配付されている資料に記載しておりますので、ご参照ください。

本日は、取引市場ワーキングにおける検討状況についてのご報告をいただき、議論を行うことが議題でございます。

まず、番組製作事業者の方々にオブザーバーとしてご出席いただいておりますので、番組製作事業者の方々が自ら取り組んでらっしゃる取引市場データベースに関して、権利者の方々から、権利情報データベースに関する取組についてご紹介いただき、本日は、取引市場

ワーキングの主査を務めていただいている中村委員がご欠席のため、事務局よりワーキングの検討状況についてのご報告をいただきます。

それでは事務局より資料の確認をお願いいたします。

【小笠原コンテンツ振興課長】 それでは、資料1でございますが、「地域からの映像一揆」ということで、全国地域映像団体協議会のご説明資料。次に、資料2が、「V/Mart 映像コンテンツ取引市場事業概要」、日本映像事業協同組合さんの資料でございます。資料3は、「情報共有の取組について」椎名委員の資料でございます。それから、資料4が、中村委員作成の資料、「取引市場形成についての取りまとめに向けて」ということですが、本日中村委員ご欠席でございますので、事務局からご報告させていただきます。それから、資料5といたしまして、前回の委員会で設置のご指示がありましたフォローアップワーキングの名簿をつけております。以上、資料1から5まででございます。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは、前回の委員会で設置することにしたワーキンググループについて、事務局から簡単にご報告をお願いいたします。

【小笠原コンテンツ振興課長】 資料5に基づきましてご説明させていただきます。

前回の委員会におきまして、村井主査からご指示のありました、第4次答申において提言されておりました様々な事項、それから、答申に共通認識と記載されておりました事項について、フォローアップを行っていく。そこで委員の皆様方の共通の認識とか、あるいはその周辺状況とか、そういったことについての情報と理解の共有化を図っていく。それについて、村井主査より中村委員に取りまとめのご依頼がありまして、村井主査、中村委員、それから、私ども事務局で相談させていただいた結果、フォローアップワーキングということで、名簿の方々にお願いをすることといたしました旨、ご報告いたします。

こちらに委員のお名前を記載させていただいておりますが、ワーキングには、この委員からご指名の方々にご出席いただいてご議論いただくこととなります。議論につきましては、一昨日から着手させていただいております。簡単ですが、以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。フォローアップワーキングに関する質疑は最後に一括して行わせていただきますので、引き続き番組製作者の方々からの報告に移ります。

まず、全国地域映像団体協議会会長の近藤様から、取引市場データベースに関してのご報告をお願いいたします。

【近藤オブザーバー】 全映協の近藤と申します。初めに全映協について簡単にご紹介をさせていただきたいと思っております。全映協というのは、正式には、全国地域映像団体協議会と申しまして、全国に、北海道から沖縄まで、映像関係の団体が集まっております、全国10地域から成り立っております協議会でございます。構成メンバーは、任意団体を中心に社団法人があったり、事業協同組合があったりということで、全国地域の問題を一地域だけでは解決

できないような問題を協議していこうということで、1997年に設立いたしましたして、今年で11年になる協議会でございます。

今回ご紹介をさせていただきますのは、大きく分けると2つございます。かなり以前からいろいろ実験を重ねてまいりました映像素材の流通と、これも昨年10月ぐらいから営業開始しているインターネット上の流通、この辺に関しては後ほど、私どもの専務理事の村本のほうから紹介をさせていただきます。

まず、「地域からの映像一揆」ということについて、お手元の資料に沿って、かいつまんでご紹介をさせていただきます。

「地域からの映像一揆」と、少し物騒なタイトルですけれども、暴力的な革命とかというわけではなく、今までのしがらみや先入観をいったんリセットしまして、映像業界そのもののイノベーションを図ろうと。まず自分たちの意識の改革をしていこうというところから、「映像一揆」ということを銘打ってスタートしてまいりました。

結論から言いますと、全国地域の映像プロダクションが独自のネットワークによるメディアを作りまして、コンテンツを配信しながら、地場の産業や文化の活性化、さらにはコンテンツ産業の市場規模拡大に貢献するためにどうしたらいいかというところからスタートしております。

表紙のところに、「COOL JAPANからPURE JAPANへ」というふうに書いておりますが、「ピュアジャパンコンテンツネットワーク構想」とサブタイトルをつけておりまして、今まで「COOL JAPAN」ということで、カッコいい日本を、アニメーションとかいろいろカッコいい日本を世界へ売り込んでいこうということなんですが、「PURE JAPAN」というのは、もう少し文化の香りがするといいますか、地域に根差した本来の日本の姿も含めたものをコンテンツといたしまして、世界に発信できればいいなと、そういう思いからつけております。

地域の映像プロダクションというのはかなり、よくこういう業界で言われているんですけども、「土農工商・プロダクション」と言われて、かなり低い立場、苦しい立場で仕事をしております。何とかしてそういう立場を改善していこうということで、今いろいろ策を練っております。ということで、この2ページ目の「ピュアジャパンコンテンツが目指すもの」というところで、まずどういうことを目指していこうかということなんですが、地域発の映像コンテンツで、地域の産業文化を活性化し、広く日本そして日本人そのものを元気にしていこうということですね。地方局を含む地域のコンテンツといいますと、これは統計をとりますと、テレビ番組等を含めて、ドラマ等などは1%ぐらいしかつくっていないんですね。エンターテインメント系も全体の5%以下なんです。ということは、ピュアジャパンコンテンツというものは、そういうたぐいのもではなくて、日本の自然とか観光、産業、生活、そういうたぐいのジャンルのもの、そういうものをアーカイブして、流通をさせていきたい。

それを地域の物産とか産業、観光、そういうものと結びつけまして、新しいビジネスモデルをつくっていけないかというところからスタートしております。

3ページ目でございますが、地域にはあらゆる文化、産業、それから、自然、その他、コンテンツの宝庫がございます、それをデータベースとしてアーカイブしまして、流通させていくのでありますが、私どもも地域のコンテンツをいま一度見直してみまして、そのデータベース化して、いろいろ実証実験をしていこうという計画がございます。後ほどまた説明させていただきますが、地域の映像の素材ですね。素材については、今、実際にそれをデータベース化して、インターネット上で流通・販売させるという仕組みも今つくっております。それに合わせて、次はコンテンツそのものを流通させていくという計画でございます。

日本のあらゆるジャンルの、ものづくりや、自然や、農業的なもの、文化であったり、そういういろんなものをピュアジャパンコンテンツサイトへ取り込みまして、それを縦軸、横軸含めて、新しいビジネスモデルができないかということを検討しておるわけでございます。

今、サーバーで実験をしようとしているんですが、これはP2Pのネットワークを使おうということで、今検討しております。

資料の8ページの図をごらんになっていただければと思うんですが、これが「ピュアジャパンコンテンツサイト」のイメージなんですが、まずデータベースのサイトがございます、先ほど申し上げました日本のあらゆる出来事の映像をデータベース化してまいります。それを新しいビジネスサイトとしまして、それを縦軸とか横軸に組み合わせて、ビジネスモデル、コンテンツの新しいビジネスモデルをつくっていこうと。これは例えばテレビのような時間軸では編制できないようなものになるかと思うんですね。その次のページに日本地図がございますが、P2Pのサーバーを全国、10地域あるものですから、そこを全国に配置しまして、P2Pの高速の回線を縦横無尽に使って、ハイビジョンの映像もネットで送れるような仕組みを作りまして、その次のページでございますが、たとえ超ニッチな映像でも、全国100カ所集めれば、かなりおもしろいコンテンツになるのではないかということで、実験をしていきたいと思っております。

例えば10ページなどは自然や観光に関してのコンテンツ。11ページは、例えばものづくりとか全国の匠の技ですとか、いろいろ中小企業の新しい製品とかそういうたぐいのものも全国から集めれば、かなりのコンテンツになるということでございます。

これもキラークンテンツによって、12ページなんですが、CM等を挟むことによって、新しい広告もこのあたりで、今までのテレビで言う視聴率にかわる視聴質ですとか感動率とかそういうところも測定しながら展開ができればと、そんなふうに考えております。

ということで、全体の構造的にはピュアジャパンコンテンツという、そういう発想をもとに、全国のプロダクションが力をあわせて、今、データベースをつくって、流通させながら、

新しいビジネスモデルに向けて展開をして地域のプロダクションの「新しい飯の種」をつくっていきこうと、そんなふうを考えております。

それでは、既に始まっております映像素材についての流通について、私どもの専務より報告させていただきます。

【村本オブザーバー】 全映協の専務をしています村本と申します。よろしく願いいたします。

母体は金沢映像プロダクション協会というところで、石川県から来ました。今日はお手元の「全国津々浦々の映像素材を即ゲット」という資料をもとに説明をさせていただきます。

今、近藤会長のほうから、ピュアジャパン構想ということで紹介をしていただきましたけれども、実は全映協において、映像素材をとという事業、今始まったところではなく、実は平成11年に全映協のメンバー各社で実験を行っていました。そのときの発想も、全映協のメンバー、全国から東京に集まってきたときにいつも言われるんですけども、ローカルにはコンテンツがない、番組がないですからねということで、集まってきた人は東京へ来ると、キー局の、石川県でも実際にキー局の番組が8割、9割が流れていて、それぞれの地域で皆さんやっぱり東京の番組を見ていると。ローカルオリジナルの番組が1割、2割しかないということで、キー局の番組を見ているよなということであつたんですけども、でも、民放127局の中で、キー局というのは5局であつて、残りの122の局の人が皆、ローカルで番組をつくっていて、1割、2割をつくっている。それを掛け算すると、5局でつくっているキー局の絶対量とすれば、実は4～5倍の番組をつくっていたということになるわけなんです。全映協で集まって地域の皆さんの横の話をし始めたときに、日本の純粋な、先ほど近藤会長のほうから説明がありましたように、バラエティやドラマなどのエンタメ系の番組ではない、日本の地域の純粋な映像がキー局の4～5倍も多く毎日放送しているというふうなところで、その素材が一回きりの番組のオンエアで眠っているというところで、それを何とか流通できないかなというところが取っかかりでした。

そういうテーマを掲げて、平成11年に経済産業省の事業で、実証実験をしております。そのときにはまだインターネットの環境もそんなに進んでいなかったもので、サンプルの映像を見て、実際にその絵が欲しいというときには、タイムコードで探した分を事務局に送って、そこでテープにして送ってもらうという作業をする予定だったんですけども、ランニングの費用を考えると、そのときのインターネットの環境等々があつて、非常に高額な費用がかかるというところで、いったんそこでポシャりました。ですが、その素材を何とか流通させたいという思いはずっとありまして、全国一斉に事業をすとなかなか難しいということで、石川県と金沢映像プロダクション協会から事業をしようということで、石川県映像事業協同組合を平成17年に設立して、また経産省の補助事業として実証実験をし、それから、事業化に向けてということで、昨年まででプログラムを実用段階に耐えるようなプログラムにす

るということで、事業を去年の10月から開始しています。

現在、全映協の加盟の約300社ある中で、今、100社からの内諾はもらっているんですけども、実際に映像登録をしていただいている会社、75社から登録をしていただいて、今、約5,000カットの素材がサーバーの中にあります。実際に、じゃあ、5,000カットで商売できるかというところ、なかなかできるものではありません。なおかつ、ハイビジョンの30秒の映像でも普通のプロダクションに接続してあるインターネットの環境では5分ぐらいでダウンロードできるというところまで、今来ていますけれども、素材が少ないという部分はあるんですけども、まだ十分な告知がされていないところがあるんですけども、それ以前に、各ローカルのプロダクションには、自分のところの素材をまだ整理していないというふうなところがあって、なかなかすぐサーバーに登録するというのも限界なのかなというところでもあります。

しかしながら、問い合わせはたくさんあって、函館の絵はないかとか、下呂温泉の絵はないかとか、それから、料理番組をつくっているの、ノドムロの漁をしているときの絵はないかという問い合わせは今いろいろ来ています。それも本来ならばメールで来るはずなんですけれども、電話で来ています。それで、電話で対応しているんですけども、各プロダクションにメーリングリストで一斉に送るという作業をしていますけれども、それもやはり各地域のプロダクションに連絡をしているという状況をしていながら、まだテープの素材というのが、インターネット上ですべて各プロダクションからエンコードして、素材の倉庫に入ると、それが欲しいという方にスッと流れるという仕組みまではできているんですけども、プロダクションの啓蒙もまだできていないというところがあって、まだ電話で追っかけをしているような状況ですけども、ようやく少し素材のほうも売れ出してきているというふうな状況です。

今年、ピュアジャパン構想ということで、ハイビジョンの映像がそのままインターネット上で見えるサイトを、全映協として立ち上げようとしていますので、そことうまく連動する形で、全国のプロダクションに眠っている貴重な映像素材を流通させることを進めていきたいと考えています。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。引き続きまして、日本映像事業協同組合の岡村様からご説明をお願いいたします。

【岡村オプザーバー】 日本映像事業協同組合の岡村です。

まず日本映像事業協同組合についてご説明させていただきます。我々の組合は、1994年に、テレビ番組製作会社を中心に、映像にかかわる企業の地位向上と経営基盤の安定を目的に設立されました。テレビ番組に携わる業者が中心になっており、現在、全国で170社ぐらいが所属しております。その中で、各社、かなりの数の映像コンテンツを、素材を含め

て持っていますので、それを流通させるためにどうしたらいいかということを考え、このV/Martをご提案させていただきました。

資料をご説明させていただきます。まずV/Martの目的ですけれども、映像コンテンツの消費ニーズが多様化している中、我々番組製作会社が死蔵しているデジタル・コンテンツをいかに流通させるかというのを第一の目的としています。コンテンツ製作者がその放送・配信方法を自ら自由に選択し、流通させることができる場があれば、もっと戦略的な番組づくりや予算編成を行うことができると考えております。

例えば昨今の映画業界では当たり前になったメディアミックス戦略、つまり、配信や上映だけでなく、他メディアへの配信やDVD販売などによる収益を見込んだ予算編成ができれば、これまで収益性が低いとされてきたドキュメンタリーなどが変わる可能性があると考えております。

しかし、残念ながら、日本映像事業協同組合に加盟している組合員各社は中小の事業者が多いため、そういった二次利用に関する法務的な問題を解消したり、また、流通に関する必要な情報を持つ余裕がないのが現状ですので、我々が日本映像事業協同組合として組合員各社のために動くためにこのV/Martを設立することとなりました。

それで、V/Martですが、これはV/Metaというビジュアルメタデータをデータベースに載せることによって稼働させることを予定しております。V/MetaはJ/Metaに準拠し、映像コンテンツ取引に必要な体系を加え、策定することを想定しております。

続きまして、データベースの活用ですけれども、コンテンツ製作者が手がけた作品について、自ら著作権を持ち、データベースを運営管理し、V/Martを活用し、DVD販売、ビデオオンデマンド配信等のビジネス展開を容易に可能とするシステムを構築します。そうすることで、コンテンツ製作者が自らの意思で、売りたいコンテンツを売りたいタイミング・売りたい価格で販売できる環境を整えることを考えております。さらに目標として、コンテンツ製作者が自らコンテンツを配信し、データベース情報の活用により、関連商品の販売等につなげることを考えております。

権利関係ですけれども、データベースには映像コンテンツの二次利用の権利処理が円滑に進むよう、著作権、著作隣接権などの権利情報を明示化することを目標としております。

V/Martへの登録するコンテンツですが、放送済みテレビ番組、販売済み映像作品、今後製作されるテレビ番組及び映像作品、それから、製作¥撮影過程で発生した映像素材を登録することを考えております。

続きまして、コンテンツルーツにかかるV/Martのシステム図を記載してあります。まず①として、コンテンツ製作者が映像をデータ化し、それをセンターサーバーに登録します。メディア事業者がセンターサーバーのウェブ画面でコンテンツを検索・閲覧し、メディ

ア事業者が必要とするコンテンツを入札します。センターサーバーからコンテンツ製作者に入札情報を報告することによって、映像コンテンツの引き渡しが行われます。

現段階では、サーバーの容量、また、インターネット回線の速度の問題がありますので、実際、HDが生データのままで送れるかどうかというのは、まだこれは実験をしてみないと、はっきりしたことは言えないんですが、現段階では難しいと考えておりますので、実際にはテープでの引き渡しになるかと思えます。近々にはそのあたりが整備され次第、データでの受け渡しになるかと思えます。

最後に、システム構築のスケジュールですが、この表にありますようなことで動くことを想定しております。ただ、現在、この構築のキックオフに向けて、実証実験を行っております。検証用の実例を収集するために組合が保有する既存のSQLサーバーに実証実験用の簡易モジュールを組み込む作業を行っております。夏頃からは何とか必要なデータを収集し、V/Meta策定への研究、また、権利関係の事例検証などを行ってまいります。

以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは、引き続きまして、テレコムスタッフの寺島様に番組製作者のお立場からご発言をいただきます。

【寺島オブザーバー】 今回のデジタル・コンテンツの取引市場の形成、データベースをどう構築していくかというお話につきましては、私どもも含め、今ご報告があった2つの団体で、3つのデータベース等がこれから実証実験に参加できるような形で、現在お話が進んでいる状況と思っております。

まず、私ども製作事業者が著作権を保有するコンテンツをデータベースに登録していくということが前提になっておりますが、プロダクションに著作権があるコンテンツは多くございません。これは長い放送局と製作事業者との関係の中で、局が著作権を保有するという状況が、相対契約の中で生まれてきておりまして、発注・受注の構造の中で、そういう形で押し込められていたという捉え方もしていただいて構わないと思います。いわゆる製作協力というクレジットの下で、著作権はすべて局に、素材等もすべて局に帰属するということが圧倒的に多うございます。

製作情報、権利情報があって初めてデータベースが構築でき、それが流通につながっていくということですので、今後コンテンツの流通ということで、我々製作事業者がある種のところを分担していくとすれば、ぜひ局と製作事業者との契約の中で、著作権に関することはぜひあらためて検討いただきたいと。

今後のコンテンツの流通を進めるためには製作事業者の労働基盤の整備が第一の要件だと思えます。今のままでは、5年後、10年後にテレビは誰が作るのだという、以前この委員会で澤田さん（日本映像事業協同組合）がおっしゃっていたことは事実でございますので、

これは製作事業者、放送事業者がパートナーシップを組む事業者同士として、ぜひお考えいただきたいと思います。これは既にフジテレビさんともある程度、非公式でお話が進んでおりまして、いわゆる完パケ納品と言われる、プロダクションがすべてをつくって納品し、発意と責任があると思われるものは、何とか製作著作をお渡しいただきたいと。

それともう一つ、今後新たに作るコンテンツだけではなかなかネットを通じて、新しい環境でコンテンツを提供することはできませんので、かつて作られたもので、放送1回、再放送1回ぐらいで既に死蔵されている様々な価値のあるコンテンツはたくさんあります。そのものに関して、多くはプロダクションが製作情報、権利情報を持っていると。局の番組販売に関わる方々もご努力はなさって、様々なデータベース、メタデータ等の構築はお急ぎになっていると思いますけれども、これは私どもがやったほうが絶対早うございますから、従来の契約書に盛り込まれていた二次展開のある種の権利、いわゆる窓口権なるものをぜひプロダクションに一度負託していただきたいと。これもフジテレビさんとはお話が進んでおりますので、ぜひ各局さんもその方向でいろいろ検討をいただければと思います。

あと一つ、前回参加させていただいた委員会の中で、この流通に関して、制度的な見直しは適正かということで、現在のこの委員会の流れでいきますと、あくまでもコンテンツの取引に関しては民民でやる、制度的な導入は適当ではないのではないかという論になりかねない感じのところがあると思っておりますが、それについて、コンテンツの取引というよりは話が広がりますけれども、一言。NHKのBS波削減に関する検討委員会というものに、プロダクションの代表、ATPの代表として出席させていただいた際、NHKはBS波を何とか2波残したい、1波は従来どおりのNHKによる総合編成、もう1波は製作事業者がある程度のコンテンツを流せるようなプラットフォームとして考えていきたいという提案がございまして、私どもは諸手を挙げて賛意を表しました。もう一步踏み込んで考えれば、NHKの受信料は、単にNHKの番組を見るためだけの料金ではなく、公共料金として見れば、その中で今後のコンテンツの産業の育成、公共放送にふさわしい豊かで多様な番組を生産していく基盤育成という形に受信料が使われるべきであると我々は解釈いたしました。

そのことを翻って考えますと、民放さんが商業放送であることは十分理解するとして、先般、電波（利用）料について様々な論議がありましたが、ご存じのように、視聴率ということは、各放送局さんがメディア価値を上げるために、電波を高価値化するために頑張ってもらったことということが当然あるわけで、そういう形で電波をお使いになっているならば、国庫に納める電波料なるものを、何とか今後のコンテンツの育成、公共的な視点を持ったコンテンツの育成という形にプールできるような制度ができないかと。我々製作事業者は非常に不安定で脆弱な経営基盤の上であってこの国のコンテンツ産業に参加していると。そういう意味でいえば、公共性という冠をつけた上で、商業放送である民放さんの電波料の中から、

コンテンツ育成という形の公共的な資金等がプールできるような制度ができないかということをおの場を借りて申し上げたい。

それから、もう一つ、テレビってこの頃見るものがないよと言われ続けており、多分大方の方が同じような感じをお持ちだと思うんですね。今、非常に編成が偏っている中で、上がってきたコンテンツが今後の将来、10年、20年にわたるコンテンツ流通、国内及び世界に配給できるようなコンテンツになるのかどうか、そのところは、何とか民放さんも放送文化、公共性という視点を持って、ぜひお考えいただければというふうに感じております。

もう一点、最近、ネット権という言葉が随分ひとり歩きしております。これはなかなかネットワークにコンテンツが流通しない、著作権者、隣接権者の許諾権が障害になっている、というような論議の反動で出てきた案だと思います。私ども製作者としては、先ほども様々な団体からの報告がありましたように、今後、ある程度の資金・組織力で、様々な実演家の方々と真摯な話し合いの上で著作権を確保し、全部クリアにした上で、我々自身でもネットに参加していきたい、コンテンツを発信していきたいと考えております。ネット権の今の提案のように、放送事業者、映画製作事業者、レコード製作事業者という資力が大いにある組織がしっかりしているところのみに与えるということに関しますと、ずっと放送というものがあ、新しいネットというものが出てきて、その都度、新しい産業形態、新しいアーティスト、新しい作り手が生まれてきたこの歴史に逆行するだろうと思います。一部の、現在の権益の代表者に新しいネット権なるものを与えるということは非常に心配だということぜひこの場を借りてお話しできればと思ってお時間いただきました。ありがとうございました。

【村井主査】 どうもありがとうございました。それでは、椎名委員、CPRAにおける権利者データベースについて、ご報告をお願いします。

【椎名委員】 資料3をごらんください。権利処理の円滑化方策ということで、CPRAにおける情報共有の取組についてということで、簡単にCPRAで構想している部分のご説明をしたいと思います。

まず1枚めくっていただきまして、CPRAにおいて、権利処理を委任している実演家の権利というのは、これらの権利になります。大きく分けて、音楽と映像というふうに分かれるんですが、まず音楽ですね。CDの二次利用に関する業務としては、放送二次使用料、それから、放送用録音権使用料、それから、貸与使用料報酬、それから、私的録音補償金というふうになっています。

次に、映像ですね。放送番組にかかる実演ということで、その二次利用に関する映像業務としては、国内におけるBSとかCSの放送。それから、国内における有線放送、海外における放送・有線放送、ビデオグラム化、送信可能化、IPマルチキャスト、それから、私的録画補償金と、そういうような形になっています。この音楽と映像を比べますと、音楽に関

する業務のほぼ大半は、報酬請求権の業務でありますけれども、映像業務のかなりの部分が許諾権業務であるということで、ここらにおいては、従来、非一任型で行ってきたこの部分の処理を昨年の4月1日より、著作権等管理事業法に基づく一任型の業務へと変更してございます。

次に、C P R Aにおいて、そうした権利処理の業務に使用されるデータベースについて、ご説明したいと思います。

まず大きく分けて3つマスタがございます。まず1番の権利者マスタですが、これは個人マスタと組織・団体マスタに分かれています。まず個人マスタについては、C P R Aに権利処理を委任する実演家に関するさまざまな情報、例えば受任する利用区分ですとか、分配先でありますとか、その他個人情報を管理しているものです。

それから、組織・団体マスタについては、C P R AやC P R A構成団体にかかわる芸能・音楽事務所や権利団体等を管理するものでありまして、これらの2つのマスタがレイヤー構造になっている構造になっています。

それから、音楽作品マスタでありますけれども、これも同じようにレイヤー構造になっておりまして、カタログマスタと楽曲マスタに分かれております。カタログマスタについては、分配対象となった音楽CDなどのパッケージとして発売された音楽カタログの情報を管理するものです。楽曲マスタにつきましては、分配対象となったカタログに収録された楽曲ごとのアーティストや演奏家などの情報と分配情報等を管理するものです。これらもレイヤー構造になっています。

次に、最後に、映像作品マスタについてなんですが、これも同じように分配対象となった放送番組に出演したアーティスト、俳優などの情報と、分配情報等を管理するものです。C P R Aにおいては、この3つのマスタ、データベースを組み合わせ、使用料などの徴収分配を行っているということになります。

それで、次のページなんですが、この検討委員会で話されている放送番組の処理という部分で、映像実演の権利処理という部分の話ですが、映像実演に関する許諾権の処理というのは、C P R Aだけが扱っている権利ではありません。掘さんのところの音事協さんも扱ってらっしゃいますし、自己管理をなさっているアーティストや事務所、そういうのもたくさんございます。そういう理由から二次利用が起きるときに、その許諾申請を出すときに、どこに出したらいいかということとはわからないわけですよ。したがって、放送番組の権利処理には必ず事前チェックというプロセスが介在します。利用者は二次利用したい番組等に出演している実演家の委任先が、例えば音事協なのか、C P R Aなのか、あるいは個別に管理されているのか等について、事前に権利者団体にチェックを依頼するわけですね。それが終わって、事前チェックで判明した委任先に対して、それぞれ許諾申請を行って、許諾を得て、

利用を行って、使用料を支払うというふうな流れになります。

この事前チェックにおける処理の効率化を図るために、CPRAでは、CPRAで管理している権利者マスタのうち、映像の権利処理を委任する実演家のリストを利用者に公開することによって、少しでも権利処理の作業に費やす時間を短縮するために役立ててもらおうということを計画しています。

それが次のページにある映像委任者公開システムということになります。すみません。次のページの次のページになりますね。5というところです。これが委任者公開システムの実演家検索画面なんですが、利用者は検索したい実演家の名前を、漢字、カナ、アルファベットのいずれかで入力すると。また、複数の実演家をまとめて検索することも可能であると。この下のほうの欄に8人まで入ります。また、利用したい番組の初回放映日がわかっている場合などは、日付や期間を指定することも可能と。これによって、実演家が事務所を移籍した場合などでも、その対象とする時期の実演に関して、CPRAに権利が委任されているかどうかということ把握できるようになっています。

その次のページですけれども、検索結果ということで、検索結果自体は消させていただいているんですが、検索結果はこのように画面上に表示されます。検索画面で入力した実演家について、その所属事務所や所属実演家団体及び利用区分ごとのCPRA委任状況や、また、その委任の期間というようなものが表形式で表示されるようになっています。

最後は、次のページなんですが、複数の実演家を一括して検索した場合の検索結果で、複数の実演家が同時にこういうふうに表示されるようになっています。その検索画面では、先ほども申しましたけれども、最大8名まで同時に検索できるというふうになっていて、その検索結果も同様に8名まで同時に表示されます。また検索結果はこうやって画面にも表示できるんですが、テキストファイルとしてダウンロードすることも可能となっています。今、テストの段階ですけれども、そのダウンロードしたファイルがそのまま許諾申請の申し込み用紙として使えるみたいなことも考えています。

以上がCPRAで考えているその情報共有の取組ということなんですけれども、もともとこれはCPRAと契約を結んでいただいた利用者の方々をユーザーとして想定したもので、クローズドメンバーシップでこれを見ていくというふうな形になっているんですが、今後の方向性としては、見せ方とかインターフェースというのはいろいろ拡張の余地があるというふうに思っています。今後このアイデアを広げまして、例えばCPRA以外の各団体における事前チェックのプロセスも一元化するかすれば、利用者が許諾申請を行うべき相手先をワンストップで閲覧できるというふうな仕組みが考えられると思います。

また、権利者団体だけでなく、個別管理を含む委任情報も集約できれば、その権利処理の効率は格段に向上するのではないかなというふうに思っているところです。以上です。

【村井主査】 どうもありがとうございました。それでは、中村委員がご欠席ですので、事務局から、取引市場ワーキングのご報告を簡単をお願いいたします。

【小笠原コンテンツ振興課長】 それでは、中村委員のペーパーで、申しついております事項について簡単にご報告させていただきます。

コンテンツの取引市場形成に関するワーキングの開催も10回を超えておりますが、そこにおける議論の流れ、結論として当面どんなことをやっていったらいいのかについて、3点ほどにほぼ議論が集約されつつありますので、その内容についてご報告いたします。

1枚めくっていただきまして、ここは何度かご報告があったところでございますが、我が国の放送コンテンツの流通状況について、死蔵という言葉キーワードとして幾つか指摘があり、制度によって何らかの解決が図れるかどうかということが論点になりました。

それにつきましては、例えば流通を阻害している要因は許諾権の存在なのか、許諾権の存在は阻害要因ではないのではないか、あるいは番組調達に関して、取引に関する慣習が何らかの阻害要因になっているのか、といった点について、放送事業者と番組製作者の間の民衆で処理すべきではないか、制度による解決は適当かというようなことについて、議論が行われたわけでありまして。

1枚目の下の具体策といったときには、基本的には民間主導、あるいは民間主導によるトライアルをトリガーとして、取引市場の形成と書いてありますバーチャルな市場、あるいは現物市場の形成に取り組んでいくことを基本路線として考えていってはどうかということになっております。その具体策として、当面何をやっていったらいいのかということについては、最後の2枚になります取引市場データベースということがつけてあります。

それから、次に、公募トライアルの進捗状況が書いてあります。今日ご出席いただいている番組製作者団体の方々、非常にお忙しいところ取引市場ワーキングにお越しいただき、何度か意見交換をさせていただきました。最後から2枚目の取引市場データベースに当面取り組んではどうかということで、今お聞きのとおり、製作者の団体、それから、権利者の団体、それぞれデータベースの製作に取り組まれているということでありまして。そして、その情報の入力についても、それぞれかなりの手間とコストをかけて着手されているわけでありまして。

それぞれの個々のデータベースが相互連携して、より一層効率的に使えるシステムづくり、そういう意味での取引市場データベース、つまり、コンテンツを利用する人が、今、発想としては、椎名委員からもご指摘がありましたとおり、例えばゲートウェイにアクセスしたら、そのコンテンツに関するさまざまな権利情報がさまざまな製作者団体、あるいはさまざまな権利者団体のデータベースから引っ張ってこられるといった一覧性を持った市場データベースの構築に関する実証実験が考えられるのではないか、これが取組の1点目でございます。

それから、2点目でございますが、ここで書いてあるのは、いわゆる情報のデータベース

ということで、いわゆる現物のコンテンツの取引市場ということではございません。これについては、例えば海外展開を想定して、現物の取引市場、よく見本市と言われるますが、そういったことを国内に作ることもあわせて検討すべきではないか、といったご指摘もございました。

それから、最後に、一番最後のペーパー、公募トライアルと書いてございます。こういった、いろんな取引市場にコンテンツを出していこう、放送コンテンツを出していこう、それについては製作資金は自分で調達してでも作りたい、そういった意欲のある製作者の方々に製作の機会を提供し、より取引機会を活性化させていく。そういった取組が、例えばAMDといった民間の取組で今年から始まっているわけでございます。こうした取組については、引き続き効果検証を行うとともに、取組支援は引き続き考えていってよいのではないかと、いった点もございました。

あくまで、途中経過でございますが、取引市場ワーキングの検討状況は以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは、質疑に移りますが、お預かりしている時間が残り24分ほどになりました。時間配分の関係で、今ご説明いただきました取引市場に関する議論をする前に、冒頭で、事務局から報告がありましたフォローアップワーキンググループについて、メンバーの方にも今日お越しいただいておりますので、補足やご意見を伺いたいのですが、どなたかいかがでしょうか。田胡委員、どうぞ。

【田胡委員】 これはお願いなのですが、フォローアップの中で、ダビング10に関しましては、4次答申に沿って早期に導入すべく、放送事業者さんといろいろと努力をしてきたわけです。しかしながら、今回策定したルールでは、放送運用開始日というものが確定しないと、現実的に受信機に実装できません。また、既存の機器をバージョンアップする計画も立たないというのが現実でございます。

現在、ダビング10は6月2日運用開始予定となっておりますので、前回の委員会でも申し上げましたように、非常に物理的な時間がなくなってきております。従いまして、早急に運用開始日を改めて早く決定してもらいたいということ、くどいようですが、改めて要望いたします。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。中島委員お願いいたします。

【中島委員】 私も同じ内容になりますが、ぜひご理解いただいて、早く決めていただきたいということなのですが、具体的にどういうことで今困っているかということをご説明させていただきたいと思っております。

6月2日にダビング10の放送が開始される。極力今まで売った商品も何とか対応できるようにしようと、松下は考えていまして、2006年の秋に出した機種以降をダビング10に対応できるようにしようと取り組んでおります。その手段がオンエアダウンロードとい

って、放送の電波を使って、新しいソフトウェアにかえられるような、そういう仕組みを放送局さんとメーカーと一緒に作っているわけなんです。ダビング10がスタートするときからオンエアダウンロードを始めたらいいかという、お客さんは、電源を入れていないとかいろんな人がいて、いろんなクレームが来るのが予想されますので、ダビング10をスタートする10日前ぐらいから電波を出し続けて、電源が入ったときに必ずバージョンアップできるような仕組みにしようと思っているんです。

ところが、実際にそういうことを10日前から始めますと、今度は始まった途端に、ユーザーさんとか消費者の人が、何やこれ、どないなってんねんと、いろいろ質問やクレームが来ます。ですので、そのダウンロードを始める、そのまた前の1週間~10日前にユーザーさんに告知しておく必要がある。また、ユーザーさんからメーカーに直接連絡が来る場合もありますけれども、今まで買ったお店に文句を言いに行ったりということも起こるので、お客さんに告知する前に、流通、お店の方にちゃんと説明して理解してもらうということをしないといけない。

そういうことを考えますと、今、田胡さんから話も出ましたけれども、6月2日にダビング10の開始する前の30日前くらい、ある程度時間をいただいてやらないと、大混乱が起こります。そういう意味で、一日も早く決めていただいて。今の我々の感覚から言うと、連休明けぐらい、5月の初めぐらいに大体決まらないと、なかなかメーカーとしては対応しきれないということがありますので、ぜひご理解いただきたい。

【村井主査】 どうもありがとうございました。関委員、どうぞ。

【関委員】 前回もご説明しましたが、多分私が関係者の1人としてお話をしなきゃいけないと思いますが、その前に、中島委員からのお話で引っかかったのは、6月2日が開始となったとして、その前にダウンロードしてしまったらダビング10になってしまわないですか？

【中島委員】 時刻を入れるので大丈夫です。

【関委員】 時刻は入れるということですね。そこが確認したかったんです。それから、実は今、中島委員からもお話ございましたように、メーカーさんも当然のこととして事前周知が必要ですが、当然、放送事業者もかなり前から周知しなきゃいけないということがありまして、特に、地上の放送などは一律ダビング10になりますよというようなことでいいとは思いますが、やっぱりコピーワンスで残る有料事業者さんにとってみたら、特に、多分スカパー！さんの場合はチャンネルによって違うと思いますので、このチャンネルはダビング10、このチャンネルはコピーワンスというようなことというの、かなり前に視聴者の皆さんに周知することが必要だろうということで、早く決定したいというのは全く同感でございます。

ただ、この開始期日に関しましては、前回もお話をいたしました。放送事業者だけで決められるものでもございませんし、メーカーさんと放送事業者で一緒になって決めていくこ

とが事実上のダビング10の開始になってくるんだらうと思っています。

ただ、進め方に関しましては、前回11日の委員会でも申し上げましたけれども、この第4次答申そのものがこの委員会の委員の合意の上で整理したということから、委員会での説明と、それから、委員の皆さんの理解を得て進めるべきだというふうに考えておりました、そのためにフォローアップワーキングができたと認識しております。そういう意味で、まさにその説明する場及び理解を求める場というのは、このフォローアップワーキングだと思っています。フォローアップワーキング、それから、委員会からゴーサインが出た段階で、メーカーさん、放送事業者の間で協議して、最終的にはいつ開始ということに関しては、D p aの場で決めることになると思いますので、そこで確定したいと考えております。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。今ご指摘いただきましたように、前回の委員会での議論もあり、フォローアップワーキングを設定させていただきました。ぜひ現在想定しているタイミングに間に合わせるべく、それから、ご指摘があったような幾つかの点について、ベンダー側、放送局側もその事前準備が、プロセスとして非常に重要になることをお含みおきいただいて、検討を進めていただくようお願いを申し上げます。

それでは、番組製作者の方々のご報告に対する質疑に移りたいと思います。時間が大分押しておりますので、まず私から指名させていただきますが、簡潔にお願いします。では、高橋委員、お願いいたします。

【高橋委員】 すみません。前に情報通信の会議をやっておりました、遅参いたしました、状況がちょっとよくわからないのですが、番組製作者の方々のお話、途中からお伺いしましたけれども、地域からの映像一揆とか、映像コンテンツの取引市場とか、間接的な働きかけが始まっていることが理解できました。とはいえ、取引市場が成熟するにはまだまだハードルがあるのだと思います。中村先生はかねてより、民民、民間主導とおっしゃいまして、私のほうは、あまり時間がかかるのも望ましくないし、途中で時間がたってからうまくいかなかったというふうに言われても困るので、この場で報告をしてくださいと求めた立場なんです、今後とも引き続き進捗状況の報告を待ちたいと思います。その辺のスピード感が非常に大事だと思っています。ですので、うまく進まない場合には、以前から申し上げていますように、制度の解決も選択肢から外れているわけではありませぬので、その辺きめ細かくご報告いただけたらと思います。

【村井主査】 ありがとうございます。長田委員、お願いします。

【長田委員】 私の職場でも、この間ウェブ上の映像教材を作りまして、アップしたばかりなんですけれども、その製作過程にずっとつき合っておりましたら、作品は1本12～3分のもので5本なんですけれども、どれだけ撮ったか、10倍も20倍も撮った上で、それを削って削って作品にしました。先ほどのお話を伺っていて、その使わなかった素材も非常に意味

があるだろうなど。私自身も今持っている素材であと何本も番組がつかれるかなと思うぐらいですので、一つ一つの作品を取引市場に乗せていくとともに、その素材の有効活用というのは非常に大きいと思います。放送局との関係をぜひすっきりとさせて、そういうものが有効に活用されていけばいいなと思いました。

それから、ここでこんなことを伺うのも恐縮なんですけれども、取引市場の議論を何回かしているかと思うんですけれども、制度的エンフォースメントのほうの進み具合も少し考えていただきながら、次の総会に向けて議論を進めていただきたいなと思っております。

【村井主査】 わかりました。制度的なエンフォースメントに関する議論をきちんと進めるようにご指示を頂いたということだと思います。きちんとアジェンダに入っていると思いますが、ご指摘ありがとうございます。それでは、河村委員、お願いいたします。

【河村委員】 中村委員の資料の中に、番組調達はあくまで民民で処理すべきではないかというような問いかけがあり、民じゃないところが関与したようなルールは要らないのではないかという問いかけではないかと思ったんですが。民民というのは一見きれいな言葉のようですが、今日の寺島さんの発表を聞いていまして、それを民民で解決できないようなアンフェアな状態、優越的な地位とそうじゃない立場から来るアンフェアなビジネス形態が現にあるということだと思います。そうだとしたら、放送局は著作権を持ってはいけないとか何パーセントではなくてはいけないというような強制的なルールの検討に先がけて、以前フジテレビさんが出された資料で、プロダクションが著作権が欲しいといった場合、それを持つ権利があるような作り方であるならば当然著作権を渡しているのご説明がありましたが、最低限、その言葉どおりになることを保証するようなルールが必要なのではないかと思います。現状はその言葉どおりではないということが寺島さんなどの発表から窺えます。著作権を欲しいと言ったら、次からそのプロダクションを使わないというようなことをしてはならないというようなルールは、最低限入れないと前に進めないのではないかと思います。

【村井主査】 ありがとうございます。椎名委員、お願いします。

【椎名委員】 番組製作者の方々のお話、ワーキンググループ含めて何回も聞かせていただいて、今日のお話の中にあつた労働基盤の強化という、かなりど真ん中の課題を抱えながらも、そうやって、リスクとコストをとって、二次利用への道を切り開こうとされているというのはほんとうに敬意を表したいし、やっぱり番組を流して利益を得ることを考える以上、リスクを負担することは当たり前であって、散々、権利制限の話をあちこちに持ち込んでおきながら、いざ、リスクとコストの話になると、以下同文ということで、もう繰り返しませんけれども、番組製作者の方々が構想されている部分がこの取引市場データベースの中で、僕らが考えているようなところとうまく組み合わさって、有機的に行ければと考えています。

それから、ネット権の話ですね。すごいことを最近書いてありまして、報道で見たんです

が、何かとうるさいアイドルタレント事務所や有名作家の遺族たちの意向に構うことなく、自由に番組をネット上に配信できるようになるというふうに書いてありました。すごいですね。こんな筋の悪い構想が今、クローズアップされ始めちゃっていることが不思議でならないですね。ネットに流れないのは、まずは通信事業者がみずからリスクを負担しないからであって、この委員会でも権利処理の煩雑さから出発して、じゃあ、実演家のせいなのか、放送事業者のせいなのかと順に検証していった結果、行き着くところはネットからのリターンがないこと、つまり、権利処理が煩雑なんじゃなくて、売り手と買い手の相場観が食い違っている、ディールが成立しないということがはっきりしたんだと思うんですね。

そのネット権のホームページを見ると、あろうことか、権利者もきっと気に入ってくれると思うと書いてあるんですね。気に入りません、はっきり言って。こういう因縁のつけ方はほんとうにやめてほしいですね。少なくともこの検討委員会での議論を知る方々は、どうかこんなアイデアにはコミットしないでいただきたいと心からお願い申し上げます。

【村井主査】 ありがとうございます。佐藤委員、お願いいたします。

【佐藤委員】 すみません。今の椎名委員の発言で、私も勇気がわいてきたんですけれども、まさにそのとおりなんですけど、今回の特にデータベース構築の実験について、感想を言わせていただきます。やはりコンテンツの流通を、基本、現状では相対で取引関係を作るというのが主流になっていると思うんですけれども、やはり売り手と買い手がそれぞれを相対で認識できないケースで、そこでもコンテンツを活発に流通させていこうというようなケースにつきましては、やはりデータベースによるマーケット開発はそれなりに有効なんだろうと考えていまして、今回の取引市場データベースの作り方みたいなものが、基本的に製作者あるいは製作会社さんがそれぞれ独自のやり方でやってらっしゃる情報管理の作品データベースを、データベース間を結びつけるゲートウェイ機能ということで絞り込んでいるところが、かなりリアリスティックなものになっているなという気がしております。実験といえども、将来に向けたかなり拡張性の高い要素を含んでいるなと考えております。

寺島さんのお話、そして、河村さんがおっしゃったことがまさに正しいと思うんですが、やはり製作会社さんの製作行為と権利の帰属について、いかにフェアに考えていくかということが非常に要になっているんだなということは放送事業者として認識しているところだと申し上げたいと思います。

【村井主査】 元橋オブザーバー、お願いします。

【元橋オブザーバー】 今日番組制作事業者さんのいろんなデータベースの取組を伺っていて、非常に意欲的だと感じた点が2つございます。

1つは、P2Pのネットワークを使って素材交換をしようという試みについてです。P2Pというと、どうしても何かイリーガルコンテンツの流通みたいな話が先に立ってしまうこ

とがあるんですが、私は、もっと積極的にとらえるべきだろうというふうに思っていて、ちゃんとマネージされたP2Pのネットワークの中で、コンテンツの流通に積極的に取り組んでいくというのは、私どもも見習っていくべきだろうし、非常に意欲的な取組だということで注目をしたいと思います。

それからもう一つは、メタデータについてです。私どももいろいろな番組のデータベースを作ったり、これからネットでVODサービスをやっていくという中で、メタデータは不可欠なものだと考えていますが、やはり制作時点、取材時点からそういう権利情報やそれぞれのカットがどういう映像であるかという内容説明の情報などを管理するというのは結構大変です。ここをいかに効率的に、しかも、使いやすく作っていただけるかというのは、インターネットだけではないですが、コンテンツ流通を促進するために非常に大事なポイントで、我々制作者、放送事業者だけではなくて、いろんな機器ベンダーさんとか、ソフトベンダーさんも含めて、議論すべきキーポイントになると思っています。そういう意味でも、これもぜひうまく行ってほしいと思いました。

それから、寺島さんのお話で、いろいろ厳しいご指摘をいただいている部分もございしますが、一方で、まさに私どもの衛星放送で、寺島さんのところで作っていただいた番組で、放送もその後の二次展開も非常にうまくいっている例もございします。そのように、制作会社さんにとっていい話で、かつ放送事業者にとっても、私どもの場合でいえば公共放送の評価を高めることにとっても役に立った番組というのはいっぱいございしますので、ぜひそういう点もあるということも踏まえて、皆さんの認識にさせていただきたいと思います。

【村井主査】 ありがとうございます。岸上委員、お願いします。

【岸上委員】 NTTの岸上です。基本的には私も、今、元橋オブザーバーのおっしゃったところに同じようなことを感じていまして、特にメタデータに関しましては、1999年ぐらいからいろいろなところにかかわってきました。もともと権利のメタデータを目指そうとしたコンテンツIDフォーラムや、あるいはグローバルなDVDに対応するそのベースになったMPEG2、MPEG4・7あたりのメタデータの扱い、SMPTEでのいろんなメタデータ、それから、先ほどV/Metaのベースにというふうに書いていただきましたJ/Metaにもかかわらせていただきまして、やはりこの辺は重要ですが、なかなか時間がかかるんだなと。もう既に8年、9年たっているということで、技術的には大分使えるものになってきたと思うんですけれども、早くそれがビジネスとしてそれが役に立つようにということで、通信事業者のほうとしてもリスクをとらないわけでは決してございません。

特にNTTグループとして、この春から、NGNを使った形でのIPTVなどもようやく始めることができまして、そこでやはり一番重要なのは、コンテンツをリスペクトした上での多様なメディアの提供を我々ができればというふうに思っております。引き続きその枠組

みをこの委員会で決められたものをベースに我々も、ブロードバンドでも、できるだけ早く新たなメディアとして、コンテンツを流通できるように、通信事業者なりに努力していきたいというふうには思っております。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。吉川オブザーバー、お願いいたします。

【吉川オブザーバー】 私もこの会議、ずっと参加させていただきまして、ただ、ポイントとしては1点だけ、市場の拡大に資するかどうか、それだけを考えて発言をさせていただきまし、検討もさせていただいております。そういう意味で、我々としては、マーケットでかぶらないように、例えば海外という市場に関して、ほんとうにそれが有効かどうかというふうなところとかというものを重点的に考えております。

今回そのゲートウェイ方式という形でも、そういうふうな形で、データが、先ほど佐藤委員が言われたように、相対取引を補完する形でできるのであれば、それはとても歓迎することです。また、椎名委員が著作権の許諾権を前提にした上でも、きちっとそれが迅速に処理できるようなデータベースをきちっと整備されるということは、非常に有効なことじゃないかなと思います。そういう意味では、かなりいい方向に進んでいるのではないかなというふうに感じております。

【村井主査】 ありがとうございます。その他に何かご意見はございますでしょうか。

いろいろなご意見もまだあると思いますので、どうぞ事務局にお伝えください。ご報告いただいたオブザーバーの方、どうもありがとうございました。

本日、番組製作事業者の方、それから、権利者の方々に来ていただきまして、取引市場データベースの構築に関するご報告を伺いました。また、コンテンツ市場、取引市場の取りまとめの方向性についてもワーキングからご報告いただきました。そして、今日もいろいろなご意見をいただきましたので、それを踏まえ、ワーキンググループでさらに取りまとめの方向性を掘り下げていただいて、当委員会に報告をしていただければと思います。

また、長田委員からご指摘がありました制度的エンフォースメントのこと、それから、冒頭のご報告にありましたフォローアップのワーキンググループ、またそれぞれ関連事項の取りまとめに向けての迅速なご協力をぜひお願いいたします。

また、ご意見や進め方、情報なども事務局にお伝えいただければと思います。何か事務局からございますか。

【小笠原コンテンツ振興課長】 次回以降は、5月13日と27日で、これからご相談させていただこうと思いますので、よろしく申し上げます。

【村井主査】 それでは、今日の会議は以上でございます。どうもありがとうございました。

以上